

国民健康保険制度に関する最近の注目すべき動向について

1. 「こども・子育て支援納付金」の賦課方式の統一（令和9年度賦課分から）

- ➡ 「2方式(所得割と均等割)」とする県の方針案について、全市町村が承認
 ※納付金制度が導入される令和8年度の賦課方式は、各市町村で決定する。

2. 国保税の課税限度額を「106万円」から「109万円」に引上げ（令和7年度から）

- ➡ 高所得者の負担を上げて、中間所得層の負担緩和に繋げることを目的に、7年度与党税制大綱に盛り込まれた。併せて、国保税の軽減判定所得のうち、5割軽減と2割軽減の判定所得を引き上げることも明記された。
 （3月末の関係法律の改正を受けて、国民健康保険税条例の一部を改正予定）

●令和7年度 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額

	医療分	後期分	介護分	合計
引き上げ前	65万円	24万円	17万円	106万円
引き上げ後 (引き上げ幅)	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)	109万円 (+3万円)

3. 「103万円の壁」引き上げを7年度与党税制大綱に明記

- ➡ 給与所得控除は、年収が低い層に適用される控除額が令和7年分から「65万円」へと10万円引き上げられる。国保税(税)の所得割の算定に使われる「総所得金額等」には給与所得も含まれ、給与所得控除の引き上げにより、所得金額が減る。
 ➡ 被保険者は保険料(税)負担が軽減されるが、保険者にとっては保険料(税)収入減につながる可能性がある。

(理由)

- ・所得割の減収分に対する国・県による補助金がない。
- ・低所得者の軽減(7割・5割・2割)も総所得金額等で判定しているため、軽減対象者が増加し、軽減費用(公費負担)が嵩むおそれがある。

4. 本町国保被保険者のマイナ保険証の「利用率」の状況

対象月	山都町国保	市町村国保 (熊本県)	市町村国保 (全国)
R6.11	25.5%	21.5%	19.4%
R6.12	35.5%	30.0%	25.9%